

那 霸 市 公 報

第 1 4 9 0 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

条 例

那 霸 市 火 災 予 防 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (消 防 本 部 予 防 課)	737
那 霸 市 附 属 機 関 の 設 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (人 事 課)	751

告 示

平 成 20 年 度 那 霸 市 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) (区 画 整 理 課)	752
平 成 20 年 度 那 霸 市 市 街 地 再 開 発 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) (市 街 地 整 備 課)	753
平 成 20 年 度 那 霸 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) (ち ゃ ゃ ん じ ゅ う 課)	755

公 告

宅 地 (保 留 地) の 一 般 公 開 抽 選 処 分 に つ い て (区 画 整 理 課)	756
制 限 付 一 般 競 争 入 札 の 実 施 に つ い て (新 庁 舎 建 設 室)	759
公 告 の 訂 正 に つ い て (新 庁 舎 建 設 室)	764

教 育 委 員 会 規 則

那 霸 市 教 育 委 員 会 職 員 の 職 務 に 専 念 す る 義 務 の 特 例 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	765
那 霸 市 教 育 委 員 会 職 員 駐 車 土 地 使 用 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	768

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会例規審議会規程の一部を改正する訓令…………… 770

選挙管理委員会告示

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について…………… 771

条 例

那覇市条例第35号

平成20年10月2日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加(第35条—<u>第41条の3</u>)</p> <p>第6章 <u>避難管理(第42条—第49条)</u></p> <p>第7章 雑則(<u>第50条—第55条</u>)</p> <p>第8章 罰則(<u>第56条・第57条</u>) (放電加工機)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(3) [略]</p> <p>3 [略] (作業中の防火管理)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下<u>第47条及び第48条</u>において同じ。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 [略] (住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に</p>	<p>目次</p> <p>第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加(第35条—<u>第44条</u>)</p> <p>第6章 <u>避難及び防火の管理等(第45条—第56条)</u></p> <p>第7章 雑則(<u>第57条—第64条</u>)</p> <p>第8章 罰則(<u>第65条・第66条</u>) (放電加工機)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2 [略] (1)～(3) [略] <u>(4) 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。</u></p> <p>3 [略] (作業中の防火管理)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。以下<u>第52条及び第53条</u>において同じ。)及びこれらの防火対象物の用途に供するため工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 [略] (住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第29条の3 [略]</p>

供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。

(1)～(5) [略]

2～3 [略]

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	[略]
[略]	

5～6 [略]

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第29条の4 [略]

2 [略]

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けること。

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	[略]
[略]	

4～5 [略]

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実

(1)～(5) [略]

(6) 台所

2～3 [略]

4 [略]

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで、第5号イ及びウ並びに第6号に掲げる住宅の部分	[略]
[略]	

5～6 [略]

(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)

第29条の4 [略]

2 [略]

3 [略]

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号から第4号まで、第5号イ及びウ並びに第6号に掲げる住宅の部分	[略]
[略]	

4～5 [略]

(住宅における火災の予防の推進等)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するとともに人命の安全を確

施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の推進

(2) 本市における自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

(消火器に関する基準)

第35条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第4においてその消火に適応するものとされる消火器を、当該場所の各部分から一の消火器に至る歩行距離を20メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 前2項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」という。)第9条及び第11条の規定の例により設置し、維持しなければならない。

(大型消火器に関する基準)

第36条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第4においてその消火に適応するものとされる大型消火器を、当該場所の各部分から一の大型消

保するため、関係機関、団体等と密接な連携を図り、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 防火意識の高揚に関すること。

(2) 高齢者等の人命の安全確保に関すること。

(3) 住宅の防火性能の向上に関すること。

(4) 放火による火災を予防するための環境整備に関すること。

(5) その他住宅火災の予防に必要な措置に関すること。

2 市は、市民が行う住宅火災を予防するための自主的活動に対し、積極的に指導及び助言を行うものとする。

(消火器具に関する基準)

第35条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器具(大型消火器を除く。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

(1) 火花を生ずる設備のある場所

(2)～(5) [略]

2 [略]

3 前2項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項並びに消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「法施行規則」という。)第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(大型消火器に関する基準)

第36条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる大型消火器を、当該場所の各部分から一の大型消

火器に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令及び法施行規則の規定により消火設備(法施行規則第6条に規定する消火器を除く。)を設置しているものについては、この限りでない。

(1)～(2) [略]

2 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項並びに法施行規則第7条第2項、第8条第3項、第9条及び第11条の規定の例により設置し、維持しなければならない。

(屋内消火栓設備に関する基準)

第37条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち、次に該当するものには、屋内消火栓設備を設けなければならない。

(1) 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とした防火対象物にあっては、延べ面積が4,000平方メートル以上のもの

(2) 主要構造部を耐火構造とした前号以外の防火対象物にあっては、延べ面積が3,000平方メートル以上のもの

火器に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けなければならない。ただし、令及び法施行規則の規定により消火設備(法施行規則第6条に規定する消火器を除く。)を設置しているものについては、この限りでない。

(1) 不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所

(2) 不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力1,000キロワット以上の高圧変電設備のある場所

(3) 不燃液機器又は乾式機器を使用する全出力1,000キロワット以上の低圧変電設備のある場所

(4) 油入機器を使用する全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の高圧又は低圧の変電設備のある場所

(5) 全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の燃料電池発電設備又は内燃機関を原動力とする発電設備のある場所

(6)～(7) [略]

2 前項の規定により設ける大型消火器は、令第10条第2項並びに法施行規則第7条第2項、第8条第3項、第9条及び第11条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(屋内消火栓設備に関する基準)

第37条 [略]

(1) 主要構造部(建築基準法第2条第5号の主要構造部をいう。以下同じ。)を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とした防火対象物にあっては、延べ面積が3,000平方メートル以上のもの

(2) 主要構造部を耐火構造とした前号以外の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不

(3) 建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とした防火対象物にあつては、延べ面積が3,000平方メートル以上のもの

(4) 前3号以外の防火対象物にあつては、延べ面積が2,000平方メートル以上のもの

2 前項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く階数が5以上の防火対象物で各階における屋内消火栓の設置個数が1個のものに設ける屋内消火栓設備は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 水源の水量は、同時開口数2個に2.6立方メートルを乗じて得た量以上とすること。ただし、次に掲げる防火対象物にあつては、同時開口数2個に1.2立方メートルを乗じて得た量以上とすることができる。

ア 令別表第1(5)項イに掲げる旅館又はホテル

イ 令別表第1(6)項イに掲げる病院又は診療所

ウ 令別表第1(6)項ロに掲げる福祉施設

エ 令別表第1(6)項ハに掲げる特別支援学校

(2) [略]

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに法施行規則第12条の規定の例により設置し、維持しなければならない。

燃材料又は難燃材料でした防火対象物にあつては、延べ面積が2,000平方メートル以上のもの

(3) 前2号以外の防火対象物にあつては、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

2 [略]

(1) [略]

ア 令別表第1(5)項イに掲げるもの

イ 令別表第1(6)項に掲げるもの

(2) [略]

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに法施行規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により設ける屋内消火栓設備(令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イの用途に供する防火対象物に設けるものを除く。)のうち、次に掲げる防火対象物に設ける設備には、当該設備に附置する非常電源と

4 [略]

(泡消火設備に関する基準)

第38条 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、飛行機の整備の用に供される部分で、床面積が無窓階(令第10条第1項第5号に規定する無窓階をいう。)又は2階以上の階にあっては、300平方メートル以上、建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階又は1階にあっては、600平方メートル以上のものには、泡消火設備を設けなければならない。

2 前項の泡消火設備のうち、移動式の泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 飛行機の整備の用に供される各部分から一のホース接続口までの水平距離が25メートル以下となるように設けること。
- (2) 水源の水量は、ホース接続口の設置個数が最も多い階における当該設置個数(4個を超えるときは、4個とする。)に6立方メートルを乗じた量に、当該配管内を満たすのに要する量を加えた量の泡水溶液を作るに必要な量以上となるように設けること。
- (3) いずれの階においても、当該階のすべてのホース接続口(4個を超える

して、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備を設けなければならない。

- (1) 地階を除く階数が11以上で延べ面積が3,000平方メートル以上のもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、地階を除く階数が7以上で延べ面積が6,000平方メートル以上のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地階の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

5 [略]

(スプリンクラー設備に関する基準)

第38条 次に掲げる防火対象物の階には、スプリンクラー設備を設けなければならない。

- (1) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、その床面積が2,000平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、同表(5)項ロ、(7)項、(8)項及び(12)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
- (3) 令別表第1各項に掲げる建築物の階で、地盤面からの高さが31メートルを超えるもの

2 前項の規定により設けるスプリンクラー設備は、令第12条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

ときは、4個とする。)を同時に使用した場合に、それぞれのノズルにおいて、放射圧力が0.35メガパスカル以上で、かつ、放射量が200リットル毎分以上の性能のものとする。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける泡消火設備は、令第15条及び法施行規則第18条の規定の例により設置し、維持しなければならない。

3 第1項又は令第12条第1項の規定により設けるスプリンクラー設備に附置する非常電源は、前条第4項の規定の例により設けなければならない。

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第39条 次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該右欄に掲げるもののいずれかを設けなければならない。

防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるもの (1) 延べ面積が700平方メートル以上の防火対象物(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造のものを除く。) (2) 吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で、駐車用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物	不活性ガス消火設備、ハロゲン化

<p>に存する場所のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 油入機器を使用する特別高圧変電設備のある場所</p> <p>(2) 油入機器を使用する全出力1,000キロワット以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所</p> <p>(3) 全出力1,000キロワット以上の燃料電池発電設備又は内燃機関を原動力とする発電設備のある場所</p> <p>(4) 前3号以外の無人の燃料電池発電設備、変電設備又は内燃機関を原動力とする発電設備のある場所</p>	<p>物消火設備又は粉末消火設備</p>
<p>令別表第1各項に掲げる防火対象物の冷凍室又は冷蔵室の部分で、床面積の合計が500平方メートル以上のもの</p>	<p>不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備</p>
<p>地盤面からの高さが31メートルを超える階に存する部分のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 通信機器室、電子計算機室、電子顕微鏡室、その他これらに類する室</p> <p>(2) 発電機、変</p>	<p>不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備</p>

圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所	
----------------------------	--

2 前項の規定により無人の変電設備のある場所に設ける不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、移動式以外のものでなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、令第14条から第18条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

4 第1項又は令第13条第1項の規定により設ける水噴霧消火設備又は泡消火設備に附置する非常電源は、第37条第4項の規定の例により設けなければならない。

(自動火災報知設備に関する基準)

第40条 [略]

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに法施行規則第23条、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3~4 [略]

(避難器具に関する基準)

第41条 令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(16)項までに掲げる防火対象物の6階以上の階で、収容人員が30人以上のものには、避難器具を設けなければならない。

2 前項の規定により設ける避難器具は、令第25条第2項並びに法施行規則第26条及び第27条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

(自動火災報知設備に関する基準)

第39条 [略]

2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに法施行規則第23条、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、維持しなければならない。

3~4 [略]

(避難器具に関する基準)

第40条 令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(16)項までに掲げる防火対象物の7階以上の階で、収容人員が30人以上のものには、避難器具を設けなければならない。ただし、避難階及び11階以上の階については、この限りでない。

2 前項の規定により設ける避難器具は、令第25条第2項並びに法施行規則第26条及び第27条の規定の例により設置し、維持しなければならない。

3 第1項又は令第25条第1項の規定により設ける避難器具(固定はしごに限る。)の降下口は、直下階の降下口と1メートル以上の水平距離を保有しなければならない。

4 [略]

(誘導灯に関する基準)

第41条 令別表第1(2)項、(3)項及び(16)項イ((2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物又はその部分には、誘導灯を設けなければならない。

2 前項に規定する防火対象物には、法施行規則第28条の2の規定は適用しない。

3 第1項の規定により設ける誘導灯は、令第26条第2項及び法施行規則第28条の3の規定の例により設置し、維持しなければならない。

4 第1項又は令第26条第1項に掲げる特定防火対象物(複合用途対象物にあっては、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されている部分に限る。)に設ける通路誘導灯は、B級以上とし、取付け高さは、床面から2.5メートル以下としなければならない。

5 第1項又は令第26条第1項の規定により設ける避難口誘導灯は、避難口の下面又は床面からの高さが1.5メートル以上2.5メートル以下の箇所に設けなければならない。

6 [略]3 [略]

(誘導灯に関する基準)

第42条 次の各号に掲げる防火対象物には、当該各号に定める誘導灯を設けなければならない。ただし、避難が容易であると認められるもので、法施行規則第28条の2第1項又は第2項の規定により誘導灯を設置することを要しないとされた部分については、この限りでない。

(1) 令別表第1(2)項、(3)項及び(16)項イ((2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物又はその部分 避難口誘導灯及び通路誘導灯

(2) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物(夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)において授業を行う課程を置くものに限る。)で、延べ面積が300平方メートル以上のもの 避難口誘導灯及び通路誘導灯

(3) 令別表第1(12)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの 避難口誘導灯

2 前項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は、令第26条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

3 第1項又は令第26条第1項に掲げる特定防火対象物(複合用途対象物にあっては、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されている部分に限る。)に設ける通路誘導灯は、B級以上とする。

4 [略]

(連結散水設備に関する基準)

第41条の2 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が700平方メートル以上のものには、連結散水設備を設けなければならない。

2 前項の規定により設ける連結散水設備は、令第28条の2並びに法施行規則第30条の2及び第30条の3の規定の例により設置し、維持しなければならない。

第41条の3 [略]第6章 避難管理第42条～第46条 [略]

(避難施設の管理)

第47条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 前項の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に開錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に開錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

第48条 [略]

(準用)

第49条 第42条から第43条の2まで及び第44条の2から前条までの規定は、体育館、講堂、その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

(基準の特例)

第43条 この章の規定は、消防用設備等について消防長が、防火対象物の位置、構造若しくは設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準によらなくとも、火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この章の規定による消防用設備等の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第44条 [略]第6章 避難及び防火の管理等第45条～第51条 [略]

(避難施設の管理)

第52条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に開錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に開錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

第53条 [略]

(準用)

第54条 第45条から第47条まで及び第49条から前条までの規定は、体育館、講堂、その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

(防火対象物の使用開始の届出等)

第50条 [略]

2 防火管理者は、消防計画に基づく消火、通報及び避難等の総合訓練を毎年1回以上実施しなければならない。

3 防火管理者は、前項の総合訓練を実施しようとするとき及びその訓練が終了したときは、消防署長にその旨を届け出なければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(防火管理者)

第55条 防火管理者は、消防計画に基づく消火、通報及び避難等の総合訓練を毎年1回以上実施しなければならない。

2 防火管理者は、前項の総合訓練を実施しようとするとき及びその訓練が終了したときは、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(教育担当者の選任等)

第56条 法第8条に規定する防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)の一部を令第1条の2第3項に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「業務受託者」という。)は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、消防機関が行う防火管理業務に関する講習を受けた者のうちから防火管理業務に関する教育の担当者(以下「教育担当者」という。)を選任し、防火管理業務に従事する者に対する必要な教育を行わせなければならない。

2 業務受託者は、前項の規定により教育担当者を選任したときは、遅滞なくその旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(防火対象物の使用開始の届出)

第57条 [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第58条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより、消防長又

<p>(1)～(2) [略] (3) 前号に掲げるもののほか、<u>すえ付</u> <u>け面積2</u>平方メートル以上の炉(個人 の住居に設けるものを除く。) (3)の2～(14) [略] <u>第52条～第57条</u> [略]</p>	<p><u>は</u>消防署長に届け出なければならない。 (1)～(2) [略] (3) 前号に掲げるもののほか、<u>据付け</u> <u>面積1</u>平方メートル以上の炉(個人の 住居に設けるものを除く。) (3)の2～(14) [略] <u>第59条～第66条</u> [略]</p>
<p>備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。</p>	

付 則

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第10条の2の第2項に1号を加える改正規定、第35条第1項の改正規定(「令別表第4」を「令別表第2」に改める部分に限る。)、第36条第1項の改正規定(「令別表第4」を「令別表第2」に改める部分に限る。)及び第47条第3号中「前項」を「前号」に改め、同条を第52条とする改正規定(「前項」を「前号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際、現に存する住宅(改正後の那覇市火災予防条例(以下「新条例」という。)第29条の2に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。)における同条各号に掲げる住宅用防災警報器若しくは住宅用防災報知設備(以下この項において「住宅用防災警報器等」という。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中に係る住宅用防災警報器等が新条例第29条の2から第29条の5までの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成23年5月31日までの間、これらの規定は、適用しない。
- 那覇市消防危険物手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]
 別表(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
[略]		

(9)	那覇市火災予防条例第54条の2の規定による検査を受けようとする者	[略]
-----	----------------------------------	-----

[改正後 別記]

別表(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
[略]		
(9)	那覇市火災予防条例第63条の規定による検査を受けようとする者	[略]

那覇市条例第36号

平成20年10月2日

公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市特別職報酬等審議会	特別職の報酬及び給料に関すること。
	[略]	
教育委員会	那覇市立学校適正規模等審議会	[略]
	那覇市就学指導委員会	[略]
	[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市特別職報酬等審議会	特別職の議員報酬及び給料に関すること。
	[略]	
教育委員会	那覇市立学校適正規模等審議会	[略]
	那覇市教育事務点検評価委員会	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
	那覇市就学指導委員会	[略]
	[略]	

告 示

那覇市告示第100号

平成20年10月15日

平成20年(2008年)9月那覇市議会定例会で議決された平成20年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定
めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,423千円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,036,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		千円	千円	千円
		9	21,423	21,432
	1 総務管理繰越金	1	1,180	1,181
	2 真嘉比古島第一地区 繰越金	2	10,801	10,803
	3 壺川繰越金	1	1,516	1,517
	4 小禄金城繰越金	1	1	2
	5 小禄南繰越金	2	753	755
	6 真嘉比古島第二繰越 金	2	7,171	7,173
	7 仲井真繰越金	0	1	1
歳 入	合 計	3,015,456	21,423	3,036,879

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整 理総務費		千円	千円	千円
		1,292	1,181	2,473
	1 総務管理費	1,292	1,181	2,473

2 土地区画整理事業費		3,004,603	7,290	3,011,893
	1 真嘉比古島第一地区 土地区画整理費	1	99	100
	4 真嘉比古島第二地区 区画整理費	2,980,905	7,115	2,988,020
	5 小禄南土地区画整費	23,152	76	23,228
3 清算費		9,200	12,127	21,327
	3 真嘉比古島第一地区 清算費	2,821	10,669	13,490
	4 壺川清算費	4,165	795	4,960
	5 小禄南清算費	2,210	663	2,873
4 基金積立金		181	825	1,006
	1 壺川基金積立金	9	721	730
	2 小禄南基金積立金	35	14	49
	3 小禄金城基金積立金	1	1	2
	4 真嘉比古島第一地区 基金積立金	1	33	34
	5 真嘉比古島第二基金 積立金	135	56	191
歳 出 合 計		3,015,456	21,423	3,036,879

那覇市告示第101号

平成20年10月15日

平成20年(2008年)9月那覇市議会定例会で議決された平成20年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 359,250	千円 137,700	千円 221,550
	1 一般会計繰入金	359,250	137,700	221,550
5 市債		千円 787,900	千円 137,700	千円 925,600
	1 市債	787,900	137,700	925,600
歳 入 合 計		3,201,824	0	3,201,824

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開 発事業費		千円 3,196,158	千円 0	千円 3,196,158
	1 都市再開発事業費	3,196,158	0	3,196,158
歳 出 合 計		3,201,824	0	3,201,824

第 2 表 地方債補正

変 更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の方法	利率	償還 の方法
1 都市 再開 発事業	千円 787,900	普通 貸借 又は 証券 発行 (登 録公 債)	年 8 % 以内(ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 政府資金及 び公営企業 金融公庫資 金について 、利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	償還期間は、 据置期間を含 め 30 年以内 とする。 償還方法は、 元利均等、元金 均等等による。 ただし、財政 の都合により、 据置期間中 あっても繰上 償還し、償還年 限を変更し、又 は借り換える ことができる。	千円 925,600	補正前に同じ		
計	787,900				925,600			

那覇市告示第102号

平成20年10月15日

平成20年(2008年)9月那覇市議会定例会で議決された平成20年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成20年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,242,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 3,381,136	千円 39	千円 3,381,175
	2 国庫補助金	914,402	39	914,441
4 支払基金交付金		4,316,448	28,786	4,345,234
	1 支払基金交付金	4,316,448	28,786	4,345,234
5 県支出金		2,078,949	834	2,079,783
	1 県負担金	2,004,182	814	2,004,996
	3 県補助金	74,766	20	74,786
8 繰越金		1	219,604	219,605
	1 繰越金	1	219,604	219,605
歳 入 合 計		14,993,479	249,263	15,242,742

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		千円 1	千円 186,916	千円 186,917
	1 基金積立金	1	186,916	186,917

6 諸支出金		4,052	62,347	66,399
	1 償還金及び還付加算金	4,051	11,758	15,809
	2 繰出金	1	50,589	50,590
歳 出 合 計		14,993,479	249,263	15,242,742

公 告

那覇市公告第 8 9 号
平成 2 0 年 9 月 2 4 日
掲 示 済

宅地（保留地）の一般公開抽選処分について

宅地（保留地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和 5 7 年那覇市規則第 1 0 号）第 2 条の規定に基づき、次の事項を公告します。

那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業
施行者 那 覇 市
代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

1 宅地の位置、地積及び処分価格

真嘉比古島第二地区（1画地）

8街区12画地

面積 1 5 8 . 0 5 m² 価格 2 2 , 2 6 9 , 0 0 0 円

小禄南地区（1画地）

5 3 街区 2 画地（小禄 3 丁目 1 番 2 ）

面積 2 6 4 . 3 8 m² 価格 1 9 , 5 1 1 , 0 0 0 円

2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- (2) 保留地の抽選日において、本市内に居住する期間が3ヶ月未満の者。ただし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。
- (3) 過去10年間に保留地を買い受けた者。

3 抽選の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年11月18日(火)午後2時より
- (2) 場所 区画整理課(旧真嘉比古島区画整理事務所)
那覇市字真嘉比343-13 電話862-9137

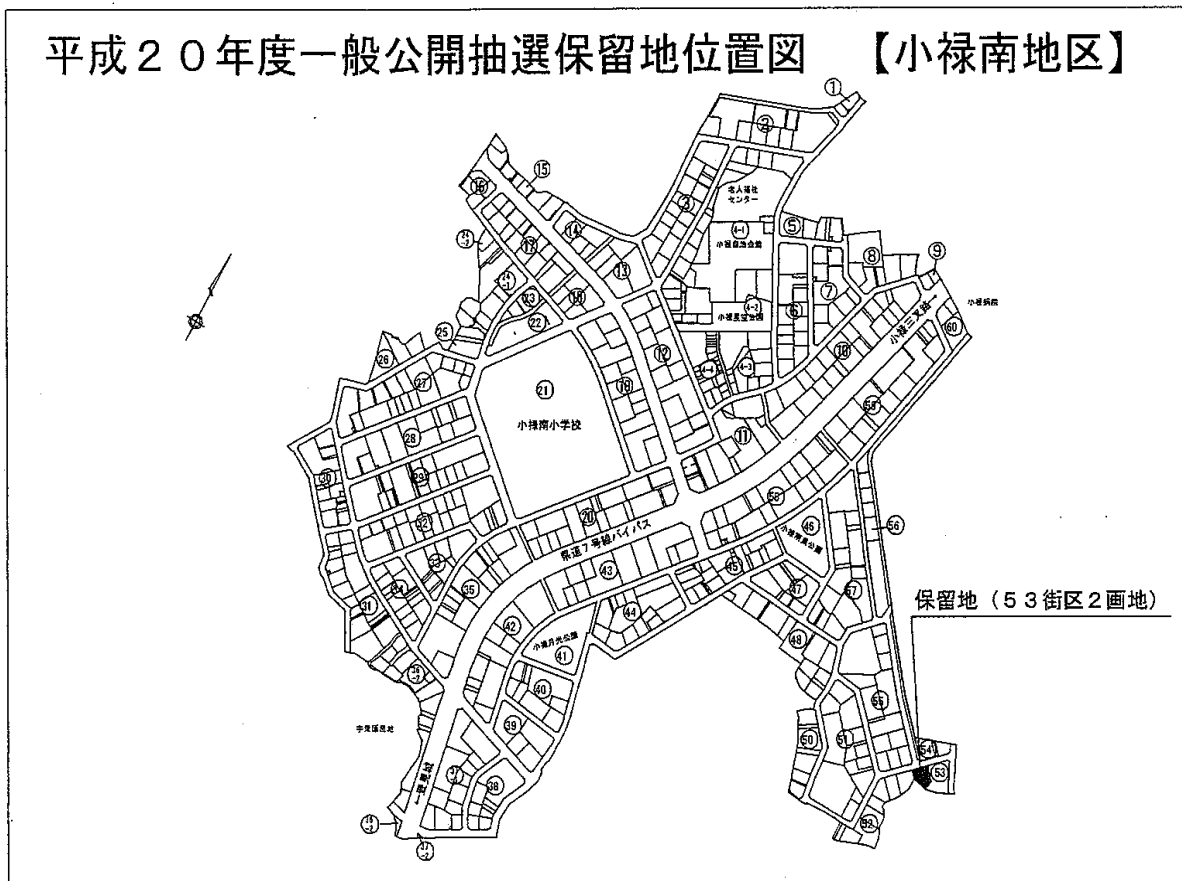
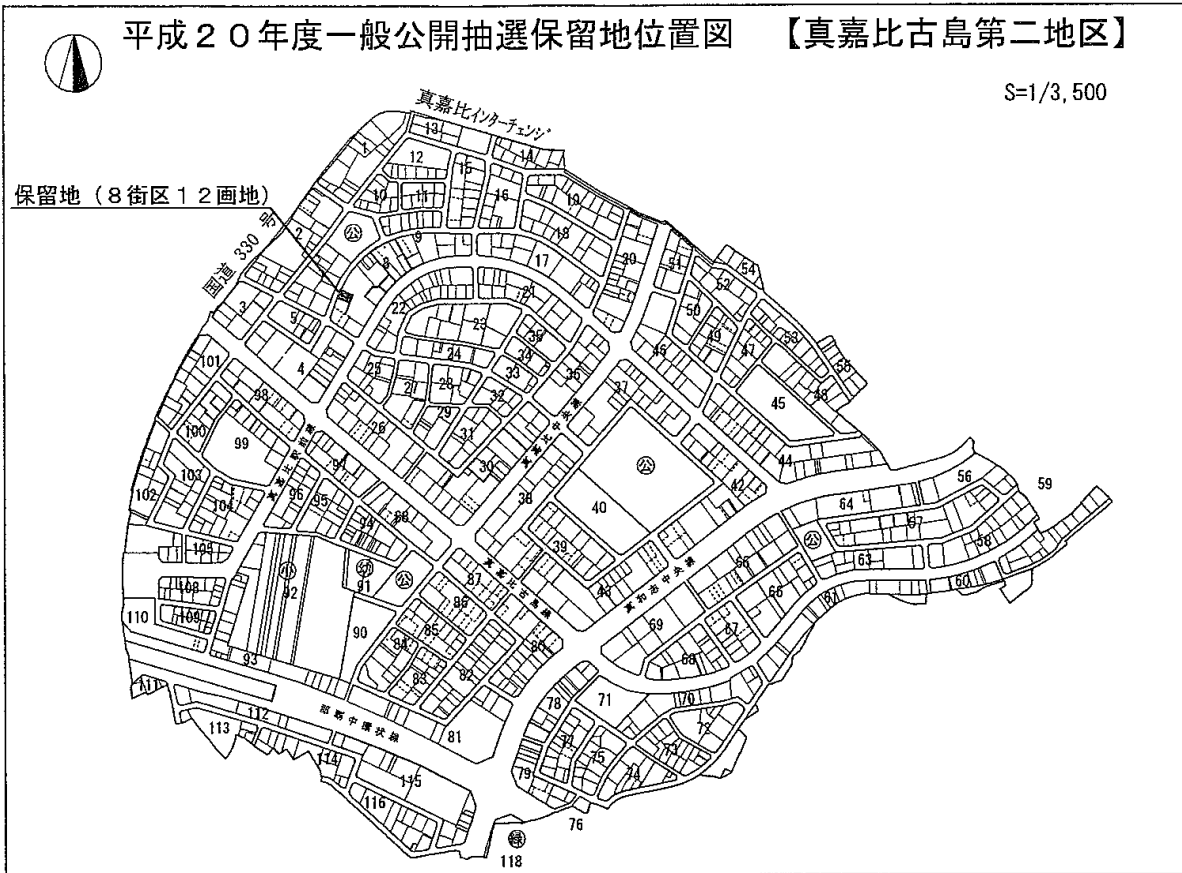
4 抽選参加申し込みの受付期間及び場所

- (1) 日時 平成20年11月4日(火)から平成20年11月14日(金)まで
(土・日・祝祭日除く、午前8時30分~午後5時15分)
- (2) 場所 区画整理課
那覇市字真嘉比343-13 電話862-9137

5 その他抽選に必要な事項

- (1) 抽選参加の申し込みは、1世帯又は1法人につき1筆とします。
- (2) その他抽選に必要な書類は、区画整理課で配布します。

なお、一般公開抽選に申し込みのない保留地が生じた場合は、「2 資格」の(2)、(3)に該当する方への処分も可とします。



那覇市公告第 9 4 号
平成 2 0 年 9 月 2 6 日
掲 示 済

制限付一般競争入札の実施について

那覇市長 翁 長 雄 志

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び那覇市仮庁舎賃貸借制限付一般競争入札要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6、那覇市契約規則第 13 条及び要領第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

1 入札に付する事項

(1)事業名	那覇市仮庁舎賃貸借事業
(2)場所	那覇市上之屋 1 丁目 2 - 1
(3)事業の目的	老朽化した那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号）を建て替える間の仮移転のため
(4)事業の方法	発注者が提案する仮庁舎施設（プレハブ造建築物等）を受注者が設置し、発注者がこれを借り受ける
(5)業務の内容	「物件説明書」に示す仮庁舎施設の設置、撤去、賃貸、維持管理及びその他関連業務
(6)仮庁舎及び付帯施設の引き渡し	平成 2 1 年 3 月 3 1 日
(7)予定価格	6 2 9 , 5 1 3 , 0 0 0 円（消費税、地方消費税その他の公租公課を含む）
(8)最低制限価格	設定しない
(9)事業の基本条件	<p>賃貸借期間 賃貸借期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>期間満了後の処置 受注者は、仮庁舎施設を解体・撤去し、原状回復をする。解体・撤去及び原状回復にかかる費用は受注者負担とする。</p> <p>仮庁舎施設の規模・内容 別添「物件説明書」及び「設計図面」を参照のこと。</p>

	<p>磁気探査 受注者は、仮庁舎設置部分の水平探査を実施すること。 所有関係 仮庁舎施設の所有権は、受注者にあるものとする。 維持管理 別添「物件説明書」を参照のこと。 前払金 前払金の支払いはなし 賃借料の支払い 契約額を賃貸借期間(36ヶ月)で割った額の毎月均等払いとし、当月の分を翌月の月末までに支払う。 公租公課について 消費税、地方消費税を除くその他の公租公課については、別添「物件説明書」を参照のこと。 手続き 事業にあたっての官公庁その他への手続きと、これに要する費用は受注者の負担とする。 安全対策等 別添「物件説明書」を参照のこと。</p>
(10)敷地の概要	<p>敷地面積 約16,000㎡ 土質の現況 土質調査報告書を新庁舎建設室に備え、閲覧に付す。</p>
(11)法的規制	<p>用途地域 第1種中高層住居専用地域(受注者が要確認) 建ぺい率 60%(受注者が要確認) 容積率 200%(受注者が要確認) 防火地区指定 なし(受注者が要確認) 地区計画 那覇新都心地区計画(受注者が要確認) 那覇市福祉のまちづくり条例(受注者が要確認) 沖縄県赤土等流失防止条例(受注者が要確認) その他関係法令等</p>
(12)現場調整	<p>今回設置予定の仮庁舎は、一般事務所と異なり市民サービスの提供や行政運営又は市議会等、多様な機能が必要とされている施設であることから、設置作業に着手した後においても、発注者が必要と認める場合は、受注者は施設仕様について協議に応じるものとする。</p>
(13)その他	<p>この公告に基づき仮庁舎の賃貸借に係る契約を締結した後、発注者及び受注者の責めに帰せざる事由により、この公告に定める事項と異同が生じた場合で、発注者及び受注者両者に不利益が生じないときは、発注者と受注者が協議の上、仮庁舎の賃貸借に係る契約を変更することができる。</p>

2 入札参加資格要件

公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	県内に本店を有し、定款又は商業登記簿で不動産リース業又は不動産賃貸業を営んでいることを定めている者であること。
2	那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程（1971年那覇市訓令第10号）第7条に規定する建設業者格付名簿に建築業で登録しており、平成19年度・20年度格付け（建築）がAランクの者であること。
3	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
4	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和57年助役決裁）第14条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
5	有効な経営事項審査を有している者であること。
6	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
7	経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。）
8	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じる者として、公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているとして不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
9	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に準じて監理技術者又は主任技術者等を専任で配置できる者であること。

3 設計図書について 本市が無償で提供する。

提供期間	平成20年9月26日（金）11時～20年10月15日（水）17時
提供方法	那覇市ホームページによりPDFファイルにて提供 （要領・様式等 - 番号2・3）

4 設計図書等に対する質問及び回答

質問期間	平成20年10月1日（水）9時～20年10月6日（月）17時
質問方法	質疑応答書（要領・様式等 - 番号4）をE-mailで送付すること。 提出先 新庁舎建設室 E-mail: m-new001@neo.city.naha.okinawa.jp
回答	平成20年10月8日（水）17時15分までに那覇市ホームページに掲載

5 入札書等の提出方法

入札方法	郵便入札により行う。 配達日指定、配達証明、一般書留のすべてを郵便局で申し出ること。
提出書類	ア 入札書・・・(要領・様式等 - 番号5) イ 賃貸料等内訳書・・・(要領・様式等 - 番号6)
封筒	封筒作成例(要領・様式等 - 番号7)参照 開札日時・対象事業名・業者の名称・電話番号・FAX番号・ 担当者名を記載
配達指定日	平成20年10月15日(水) 必ずこの日を指定してください。
宛先	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部 新庁舎建設室

配達指定日以外の日が届いた入札書等は受理しないものとする。

6 入札書の不受理・無効

那覇市仮庁舎賃貸借制限付一般競争入札心得(以下「心得」)(要領・様式等 - 番号8)第14条・15条参照。

7 入札参加者が2者未満の場合の取扱い

心得 第18条第2項参照。

8 開札

開札期日	平成20年10月17日(金)10時00分
開札場所	庁議室(市役所本庁4階)

9 入札資格審査書類の提出

提出書類	開札後、落札候補者は、下記の入札資格審査書類を提出すること。
	ア 入札参加資格審査申請書・・・(要領・様式等 - 番号11)
	イ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
	ウ 定款又は商業登記簿(不動産リース業又は不動産賃貸業を営んでいることの記載があるもの)の写し
	エ 建設業許可証明書又は建設業の許可の写し
	オ 専任配置予定技術者・・・(要領・様式等 - 番号12)

10 落札者の決定、入札参加資格要件の審査

開札後、提出書類の事後審査により後日決定する。
 落札者決定予定日 平成 20 年 月 日
 心得 第7・8・9・10・11・12・13条参照。

11 入札保証金、契約保証金

入札保証金	見積もった契約金額の100分の5以上。ただし、入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結している場合は、その全部を免除する。入札保証金は小切手で納めるものとし、開札終了後返還する。ただし、落札候補者に対しては契約締結後返還する。なお、入札保証金には利子を付さない。
契約保証金	免除する。ただし、契約の相手方が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

12 その他必要な事項

(1)	提出された関係書類は返却しない。
(2)	台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

13 問い合わせ先

この公告・那覇市役所ホームページ・入札・開札・契約に関すること
 那覇市役所 総務部 新庁舎建設室 担当者：西原 浩也
 電話番号 862-4260 F A X 番号 862-4263

14 要領・様式等の確認方法

那覇市公式ホームページ 那覇市仮庁舎賃貸借制限付一般競争入札 - 要領・様式等

那 霸 市 公 告 第 9 5 号
平 成 2 0 年 9 月 2 6 日
掲 示 済

公告の訂正について

平成 20 年 9 月 26 日付け那覇市公告第 94 号にて公告した「制限付一般競争入札の実施について」において、次のように訂正があるので公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 20 年 9 月 26 日付け那覇市公告第 94 号の制限付一般競争入札の実施について次のように訂正する。

訂正する項目名	訂正の内容	
	訂正前	訂正後
10 落札者の決定、入札参加資格要件の審査中 落札者決定予定日	平成 20 年 月 日	平成 20 年 10 月 22 日

教育委員会規則

那 霸 市 教 育 委 員 会 規 則 第 1 8 号
平 成 2 0 年 9 月 2 6 日
公 布 済

那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除されることができるときは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第46条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に措置要求者として出席する場合</p> <p>(2) 法第49条の2第1項の規定に基づき、不利益処分に関する不服申立てを行い、又はその審理に申立人として出席する場合</p> <p>(3) 法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合</p> <p>(4) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第1項又は第2項の規定による補償に関する決定について審査請求若しくは再審査請求をし、又は請求人としてその審理に出席する場合</p> <p>(5) 地方公務員災害補償法第60条の規定に基づき、補償の請求者又は当該事案の関係者として出頭する場合</p> <p>(6) 国、他の地方公共団体又は本市の業務と密接な関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合</p> <p>(7) 国又は他の地方公共団体の機関、学校その他公共的団体から委嘱を受</p>	<p>(職務に専念する義務の免除)</p> <p>第2条 那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号。)第2条の規定は、前条の職員に準用する。この場合において、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。</p>

- けて、講演、講義等を行う場合
- (8) 国又は他の地方公共団体において
法令、条例、規則又は規程に基づいて
設置された委員会、審議会等の構成員
としての職務遂行のため当該委員会、
審議会等の業務に従事する場合
- (9) 職務に関連のある研修会、講習会
等に参加する場合
- (10) 職務上関係のある儀礼又は儀式
に出席する場合
- (11) 人命救助等の道義的行為をした
場合
- (12) 職務の遂行上必要な資格試験を
受験する場合
- (13) 職域、市及び沖縄代表として諸行
事に参加する場合(県費負担教職員適
用)
- (14) 大学の通信教育による面接授業
への出席(県費負担教職員適用)
- (15) 前各号に定めるもののほか、教育
委員会が特に必要と認める場合

2 前項に規定するもののほか、職員(県費
負担教職員に限る。)が職務に専念する
義務を免除されることができる場合は、
次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職域、市及び沖縄代表として諸行事
に参加する場合
- (2) 大学の通信教育の面接授業を受け
る場合

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第19号
平成20年9月26日
公 布 済

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 西 原 篤 一

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会職員駐車土地使用規則(平成11年那覇市教育委員会規則第13号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
(使用料の額) 第4条 条例第3条の3の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる車両の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 [表 別記]	(使用料の額) 第4条 [略] [表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第4条の表]

車両の区分	使用料(月額)
自動車	5,000円
[略]	

[改正後 別記]

[第4条の表]

車両の区分	使用料(月額)
自動車	5,000円(ただし、 <u>学校に駐車するもので、教育長が認めるものは3,000円とする。</u>)
[略]	

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第10号
平成20年9月26日
施 行 済

那覇市教育委員会例規審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

那覇市教育委員会例規審議会規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会例規審議会規程(平成15年那覇市教育委員会教育長訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p><u>第1条 教育委員会の例規の制定その他例規に関する重要な事項を審議するため、教育委員会例規審議会(以下「審議会」という。)を置く。</u></p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 前項の場合において、会長が、内容が軽易であると認めるとき、又は特別の事情があると認めるときは、審議会の審議を省略することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この訓令は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第13条に規定する教育委員会例規審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(審議の省略)</p> <p><u>第6条 会長が、内容が軽易であると認めるとき、又は特別の事情があると認めるときは、審議会の審議を省略することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この訓令は、平成20年9月26日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第42号
平成20年10月15日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法(昭和24年法律第267号)第94条にて準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条の規定により、平成20年10月20日から平成20年11月3日までに縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局